

平成 28 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 85 号議案～第 101 号議案

平成 28 年 11 月 29 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 85 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)	別 冊
第 86 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 87 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 88 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 89 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 90 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 91 号 議案	舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	1
第 92 号 議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	9
第 93 号 議案	舞鶴市農業委員会条例の一部を改正する条例制定につ いて	14
第 94 号 議案	指定管理者の指定期間の変更について(舞鶴赤れんが パーク)	15
第 95 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市東地区中心市街地 複合施設)	17
第 96 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市松尾寺駅前観光交 流施設)	18
第 97 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴赤れんがパーク)	19
第 98 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市東公民館大波上集 会所)	20

第 99 号議案	指定管理者の指定について(五老ヶ岳公園)	21
第 100 号議案	市道路線の認定、変更及び廃止について	22
第 101 号議案	京都地方税機構規約の変更について	25

第 91 号議案

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

(失業者の退職手当)

第 10 条 勤続期間 12 月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当する者として規則で定める者をいう。以下この条において同じ。)にあっては、6 月以上)で退職した職員(第 5 項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。)であって、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者とみなして同法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第 1 号に規定する一般の

退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。))を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間
- (2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことの

ある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

- 3 勤続期間 12 月以上(特定退職者にあつては、6 月以上)で退職した職員(第 6 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が認める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1 年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員(第 7 項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条におい

て同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。
- 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。
- (1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - (2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
 - (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
- (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
 - (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
 - (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
 - (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の

額に相当する金額

- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 12 前項第 3 号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第 11 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- (1) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第 11 項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。)及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促

進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第15条第1項各号列記以外の部分中「当該一般の退職手当等の額」の右に「(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)」を加え、同条第2項中「第10条」の右に「第1項、第5項又は第7項」を加える。

第16条第1項中「、当該一般の退職手当等の額」の右に「(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)」を加える。

第17条第1項から第5項までの規定中「として、当該一般の退職手当等の額」の右に「(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における舞鶴市職員の退職手当に関す

る条例第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きた在職期間)」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。

提案理由

国家公務員退職手当法の改正に伴い、失業者の退職手当制度に係る規定について同法に準じた規定に改めたいので提案する。

第 92 号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第17条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第17条の2第3項」を「附則第17条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第17条の2第3項」を「附則第17条の3第3項後段」に改め、「、第35条の3の2第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第17条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第17条の2第3項」を「附則第17条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改

め、同項第4号中「附則第17条の2第3項」を「附則第17条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第17条の2第3項」を「附則第17条の3第3項前段」に改め、同条を附則第17条の3とし、附則第17条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若し

くは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これ

らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
 - (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例附則第17条の2の規定は、この条例の施

行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により、外国との間の二重課税の排除等を目的とした特例措置を受ける利子等及び配当等について、市民税の所得割の特例に係る規定を設けたいので提案する。

第 93 号議案

舞鶴市農業委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市農業委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市農業委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市農業委員会条例(昭和 35 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 2 条の見出し中「選挙による」を削り、同条中「選挙による」を削り、「20 人」を「19 人」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、17 人とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員に係る選挙に関する規定を削除するとともに、新設の農地利用最適化推進委員の定数を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 94 号議案

指定管理者の指定期間の変更について

下記のとおり指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

指定期間「平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで」に変更する。

(変更後)

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴赤れんがパーク(赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)、赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)等)(舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例(平成 23 年条例第 21 号)の規定による改正前の舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)別表第 1 に掲げる北吸公園の区域を除く。)

所在地 舞鶴市字北吸地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人舞鶴観光協会

代表者 会長 齋 藤 友 幸

所在地 舞鶴市字北吸 1039 番地の 2

3 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで

提案理由

舞鶴赤れんがパークの指定管理者の指定期間を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 95 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市東地区中心市街地複合施設(五条立体駐車場、中心市街地コミュニティ施設)

所在地 舞鶴市字浜 606 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 タイムズ・日本管財グループ

代表者 タイムズ 24 株式会社

代表取締役 西 川 光 一

所在地 東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号

3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市東地区中心市街地複合施設の指定管理者を指定したいので提案する。

第 96 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設

所在地 舞鶴市字吉坂 113 番地 4

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人駅舎と共にいつまでも

代表者 理事長 福 村 暉 史

所在地 舞鶴市字吉坂 298 番地

3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設の指定管理者を指定したいので提案する。

第 97 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴赤れんがパーク(赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)、赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)等)(舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例(平成 23 年条例第 21 号)の規定による改正前の舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)別表第 1 に掲げる北吸公園の区域を除く。)

所在地 舞鶴市字北吸地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

代表者 代表理事 大 同 一 生

所在地 京丹後市大宮町口大野 226 番地

3 指定期間 平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴赤れんがパークの指定管理者を指定したいので提案する。

第 98 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市東公民館大波上集会所

所在地 舞鶴市字大波上

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 大波上区

代表者 区長 吉 田 昌 士

所在地 舞鶴市字大波上 116 番地

3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市東公民館大波上集会所の指定管理者を指定したいので提案する。

第 99 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 五老ヶ岳公園(五老ヶ岳公園展望タワー等)

所在地 舞鶴市字和田、字下安久、字上安地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人有本積善社

代表者 代表理事 有 本 圭 志

所在地 舞鶴市字西 96 見樹寺内

3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由

五老ヶ岳公園の指定管理者を指定したいので提案する。

第 100 号議案

市道路線の認定、変更及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
大縄線	舞鶴市字倉谷小字二十人町無番地 から	
	舞鶴市字倉谷小字大縄 1350 番 37 まで	

2 変更する路線

路線名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
東戸田井砂入1号線	前	舞鶴市字七日市小字東戸田井 460 番 1 から	
		舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 4 まで	
	後	舞鶴市字七日市小字東戸田井 460 番 1 から	
		舞鶴市字七日市小字砂入 448 番 1 まで	
三宅団地8号線	前	舞鶴市字北吸小字北宿 500 番 3 から	
		舞鶴市字北吸小字北宿 500 番 2 まで	
	後	舞鶴市字北吸小字北宿 500 番 4 から	
		舞鶴市字北吸小字北宿 500 番 5 まで	

3 廃止する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
三宅団地2号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿500番 まで	
三宅団地4号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 まで	
三宅団地5号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 まで	
三宅団地6号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 まで	
三宅団地7号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿500番5 まで	
三宅団地9号線	舞鶴市字北吸小字北宿500番2 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿501番2 まで	
芥子谷団地22号線	舞鶴市字行永小字芥子谷1600番8 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷1600番8 まで	

提案理由

倉谷地区の路線の市道認定、七日市地区ほか1地区の市道路線の変更及び北吸地区ほか1地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 101 号議案

京都地方税機構規約の変更について

京都地方税機構が行う事務を追加するため、京都地方税機構規約を次のとおり変更するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

京都地方税機構規約の一部を変更する規約

京都地方税機構規約(平成 21 年 8 月 5 日総行市第 154 号総務大臣許可)の一部を次のとおり変更する。

第 4 条第 2 号中「軽自動車税(地方税法)」を「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税(同法)」に、「軽自動車及び」を「軽自動車又は」に、「限る」を「係るものに限る」に、「データ作成及びこれ」を「受付、税額の算定(軽自動車税に係るものを除く。)、調査及びデータの作成(軽自動車税に係るものに限る。))並びにこれら」に改める。

別表第 3 項を次のように改める。

3 第4条 第2号 に掲げ る事務 に要す る経費	(1) 全 構成団 体に負 担を求 めるべ き経費	京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の 処理に要する事務量を京都府及び京都 府内の市町村における申告書等の処理 に要する事務量(以下この項において 「全体事務量」という。)で除して得た 数を乗じて得た額
		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における 申告書等の処理に要する事務量を全体 事務量で除して得た数を乗じて得た額

				に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
	(2) 全	京都府の負担金		京都府事務のみに要する経費の額
	構成団体には負担を求めべきでない経費	市町村の負担金	基本負担額	市町村事務のみに要する経費の額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
			人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
			申告書等処理件数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
			課税台数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額

別表第4項中「第4条第1号」の右に「及び第2号」を加え、「同号」を「同条第1号及び第2号」に改め、同表備考3中「経費」の右に「、申告書等の処理に要する事務量」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務(この規約による変更前の京都地方税機構規約第 4 条第 2 号に掲げる事務を除く。)は、同号に掲げる事務の準備行為とする。
- 3 前項の準備行為に係る経費の支弁の方法については、なお従前の例による。

提案理由

京都地方税機構が処理する事務に、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受付等の事務を追加するに当たり、その規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を得たいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第 2 項から第 8 項まで 略)

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。